

会津坂下町の入札制度の概要

会津坂下町の工事発注における入札制度の概要は次のとおりです。

(平成 26 年 7 月 1 日現在)

1. 発注方式

会津坂下町の工事等の発注方式は、原則として次に掲げる表によるものとする。

発注方式	対象工事等基準額
制限付一般競争入札	建築一式工事、土木一式工事及び水道工事においては予定価格が 5,000 万円以上のもの。(別表のとおり)
指名競争入札	上記工種においては、予定価格 5,000 万円未満
随意契約	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項に該当する場合

なお、次の場合には、その都度発注方式を定めます。

- ① 技術的に難易度の高い工事等
- ② 競争性に乏しい工事等
- ③ 多様な入札方式を考慮しなければならない工事等
- ④ 特殊な工事等

2. 低入札価格調査制度の適用

制限付一般競争入札に付す工事について、低入札価格調査制度を適用します。

なお、低入札価格調査の調査基準価格については事後公表するとともに、低入札価格調査の結果の概要についても公表します。

3. 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値の採用

会津坂下町の入札制度においては、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(旧経営事項審査結果通知書)の総合評定値を制限付一般競争入札における資格総合点数の構成要素の一つとして採用するとともに、指名競争入札における指名業者選定要素の一つとしています。

資格総合点数

＝客観点(経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値)

＋主観点(工事施工の状況、優良工事の有無、ISO取得の有無、建設業法に基づく処分の有無、指名停止の有無)

町に提出された経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の有効期限が切れた場合、制限付一般競争入札の入札参加資格がなくなり、指名競争入札においても指名選考の対象外になります。

4. 入札手続におけるファックス及び電子メールの活用

次の入札手続においては、ファックス及び電子メールによる取り扱いとします。

- ・ 入札参加申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・ファックス
- ・ 設計図書等に関する質問・・・・・・・・・・ファックス又は電子メール
- ・ 設計図書等に対する質問への回答・・・・・・・・ファックス又は電子メール

5. 入札契約情報のインターネットによる発信

町の発注する工事等における次の入札契約情報をインターネットにより提供します。

() は試行実施後状況を勘案して導入予定

- ・ 発注案件の公告内容
- ・ 入札結果速報及び入札結果
- ・ 入札参加者
- ・ (入札契約に関するお知らせ)
- ・ (低入札価格調査結果の概要)

情報発信場所 会津坂下町ホームページ

(アドレス <http://www.town.aizubange.fukushima.jp>)

6. 町税未納者への対応

町が発注する工事、業務委託、及び物品購入の祭の入札契約（見積による契約も同様）時における町税納入の確認の方法及び未納者に対する措置は次のとおりです。

《入札契約時における町税納入の確認》

落札した業者（契約相手方）のうち町税が賦課されている業者の町税納入状況を確認するため、契約締結日時点における「納税証明書」を提出して頂きます。

- ・ 町税納入の確認の対象
 - 工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 予定価格 1 3 0 万円超
 - 業務委託・・・・・・・・・・・・・・ 予定価格 5 0 万円超
 - 物品購入・・・・・・・・・・・・・・ 予定価格 5 0 万円超

- ・ 未納が確認された場合

未納者については、当該契約の日から1ヶ月間、町の全ての入札（見積）に参加できません。（期間中は随意契約もできません。）

別表（制限付一般競争入札関係）

	予定価格	地域要件	総合評点
土木一式工事 （下水道工事、 舗装工事を 含む。）	5,000万円以上 10,000万円未満	河沼郡、大沼郡、会津若松市 内業者	700点以上
	10,000万円以上	河沼郡、大沼郡、耶麻郡、南会 津郡、会津若松市、喜多方市内 業者	800点以上
建築一式工事	5,000万円以上 10,000万円未満	河沼郡、大沼郡、会津若松市 内業者	700点以上
	10,000万円以上	河沼郡、大沼郡、耶麻郡、南会 津郡、会津若松市、喜多方市内 業者	800点以上
上水道工事	5,000万円以上 10,000万円未満	河沼郡、大沼郡、会津若松市内 業者	700点以上
	10,000万円以上	河沼郡、大沼郡、耶麻郡、南会 津郡、会津若松市、喜多方市内 業者	800点以上

注 上記予定価格の区分に対応する資格総合点数においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた地域要件の設定又は総合評点が下位の者を加えた設定をすることができる。ただし、下位の総合評点の者が直近上位にわたるものは、その者の総合評点に3%を加算して得た数値が直近上位の点数に達する場合のみとする。